

●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年10月2日

香川県監査委員 林 勲
同 大西 均
同 香川 芳文
同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 環境森林部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 行政財産の目的外使用料について、使用開始日までに徴収していないものがあった。（みどり保全課）</p> <p>(イ) 業務委託契約に基づく代理納付に係る歳入の調定が6か月以上遅延していた。（環境政策課）</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 超過勤務手当について、超過勤務時間の入力を誤ったため、返納を要するものがあった。（環境保健研究センター）</p> <p>(イ) 物品の購入について、予定価格が50万円を超え100万円以下の随意契約をしようとする場合は、3人以上の者から見積書を徴収し、かつ、契約書を作成する必要がある。（直島環境センター）</p> <p>ウ 契約について</p> <p>(ア) 業務委託契約において、業務内容を記載した仕様書が契約書に添付されていないものがあった。（環境管理課）</p>	<p>ア 収入について</p> <p>(ア) 前納とすることを担当者に徹底させるとともに使用開始日をマーカーで着色するなどして、決裁過程でもチェックしやすくなるよう努めた。</p> <p>(イ) 事業開始時期が確定しなかったため、契約の手続が遅れたものであり、今後は適切な時期に契約するよう指導した。</p> <p>イ 支出について</p> <p>(ア) 庶務担当においても、超過勤務等命令簿と入力の確認を徹底する。</p> <p>(イ) 今後は、物品購入について、必要となる物品の納期を考慮しながら、計画的発注を行うよう留意するとともに、予定価格が50万円を超え100万円以下の物品購入については、3人以上の者から見積書を徴収し、契約書を作成することを徹底した。</p> <p>ウ 契約について</p> <p>(ア) 相手方には契約書と一緒に仕様書を渡していたが、仕様書を契約書に綴り込むとともに起案者と別の者が校合を行うこととした。</p>

	<p>(イ) 随意契約で提出された見積書については、その内容が仕様書に合致していることを確認する必要がある。(森林センター)</p> <p>エ 財産について</p> <p>(ア) 団体が使用している県有備品について、物品貸付契約を締結せず、物品貸付簿への登録も行っていないものがあった。(みどり整備課)</p>	<p>(イ) 契約締結にあたり見積書を徴収する場合には、提出された見積書の内容を十分精査し仕様書と合致していることを確認するよう指導した。</p> <p>エ 財産について</p> <p>(ア) 平成27年4月1日に物品貸付契約を締結し、同日付けで物品貸付簿へ登録を行った。</p>
--	---	--